

番 号 : 140643

国 名 : エルサルバドル

担当部署 : エルサルバドル事務所

案件名 : 地域警察モデル普及プロジェクト 詳細計画策定調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年9月中旬から2014年10月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.57M/M、合計 1.07M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
5日 17日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 8月27日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	エルサルバドル/全途上国

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

中米では青少年凶悪犯罪集団マラスによる犯罪が深刻な社会問題となっている。また、中米は、南米で生産された麻薬と消費地である北米をつなぐ中継地ともなっており、麻薬取引が活発化して治安悪化の大きな要因である。エルサルバドルは、国連薬物犯罪事務所（UNODC）が発表した2012年の10万人当たりの殺人件数において、世界で最も殺人件数が高い国の一つ（4位）となっており、治安の改善は政府の最重要課題の一つとされてきた。2012年3月の二大マラスグループ間での休戦協定成立後、統計上の殺人件数は大きく減少したが、2013年6月以降、前年比で再び増加しはじめ、連続して大量殺人が発生するなど協定が機能しなくなったと言われている。

一方、JICAの技術協力によりブラジルに定着した地域警察活動は、社会文化的背景に近い中南米地域において有効と考えられ、特に中米諸国は自国の治安改善のために交番システムを取り込むことに積極的で、その具体的な実践例として2005年以降、サンパウロ州軍警察と中米諸国の警察組織は技術交流を継続してきている。エルサルバドルでは、2011年9月から2014年3月まで日本・ブラジルパートナーシッププログラム（JBPP）共同プロジェクト「地域警察プロジェクト」が実施され、5市（La Unión、Zacatecoluca、Apopa、Quezaltepeque、Santa Ana）をパイロットサイトとして、ブラジルでの第三国研修、上級警察官のブラジル訪問、ブラジル第三国専門家の来訪、警察署への機材供与が行われた。警察幹部の派遣を戦略的に行ってきたことにより、地域警察活動の組織内定着が促進されている。ブラジル第三国専門家の来訪時は、5つのパイロット地域を訪問し、研修や技術指導を実施。現場の警察官は、担当地域の治安状況の分析、既定フォーマットを使用した家庭や商店の巡回連絡、パトロール、地方自治体・各政府機関・学校と連携してコミュニティ活動に取り組んでおり、ブラジルとの継続的な交流・技術指導が現場の警察官のモチベーション向上につながっている。

なお、我が国はこれまでに交番の建設を支援しており、JICA支援にて2件を建設済み、大使館草の根無償資金協力にて1件を建設済み、1件を建設中である。また、2008～2009年、日本の見返り資金協力にてコンテナ型移動交番19台を供与している。

かかる状況を踏まえ、エルサルバドル政府は我が国に対し、地域警察活動導入に係るこれまでの協力を基盤として、それを全国に普及させることを目的とする技術協力プロジェクト「地域警察モデル普及プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の実施に係る支援を要請した。2014年6月に誕生したサンチェス・セレン政権においても、前政権から引き続き治安対策を政府の最重要課題の一つとして掲げており、国家文民警察（Policía Nacional Civil）は地域警察活動を全国に拡大していくとの方針である。

本詳細計画策定調査では、エルサルバドルの政策や他ドナーによる支援活動等を踏まえつつ地域警察活動の普及をめぐる課題等を整理し、我が国支援の検討に必要な

な情報の収集や事前評価を行うとともに、プロジェクトの内容に関してエルサルバドル側カウンターパート（C/P）機関である国家文民警察他関係機関と協議、合意し、その内容を協議議事録（M/M）として取り纏め署名・交換することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員である機構職員等と協議・調整しつつ、評価5項目に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2014年9月中旬）
 - ① 要請背景・内容を把握する（関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
 - ② 現地調査で収集すべき情報を検討する。
 - ③ 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。
 - ④ エルサルバドル関係機関（C/P機関等）、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。
 - ⑤ PDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）の作成に協力する。
 - ⑥ JICA及び他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
 - ⑦ 調査団事前打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地派遣期間（2014年9月下旬～2014年10月上旬）
 - ① JICAエルサルバドル事務所等との打合せにおいて担当業務に係る説明及び協議を行う。
 - ② エルサルバドル側関係機関との協議において担当分野に係る説明を行う。
 - ③ 担当分野の情報・資料収集及び現地調査を通じて、以下に係る現状を把握する。
 - ア) エルサルバドル政府の地域警察制度普及のための政策における本プロジェクトの位置づけ
 - イ) エルサルバドルにおける治安改善のための政策
 - ウ) エルサルバドル側の実施体制（国家文民警察コミュニティ連携局地域警察課の組織、予算、国家文民警察他部署との関係性等）
 - エ) 他ドナー・国際機関（USAID、AECID、GIZ、UNDP等）の当該分野に関する援助動向
 - オ) 我が国の地域警察活動普及支援に係る協力による効果発現の状況（JBPP三角協力の枠組みにおいて対象地域であった5サイトを訪問し、情報収集を行う）
 - ④ PDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）の作成に協力する（PDM（案）作成に係るワークショップの実施）。
 - ⑤ エルサルバドル側関係機関との協議で合意された内容につき、R/D（案）及びM/M（案）（英文）の取りまとめに協力する。
 - ⑥ 評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成

に協力する。

⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA エルサルバドル事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2014 年 10 月中旬)

① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を作成するとともに報告書 (案) 全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

(1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) : 和文 1 部

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃および日当・宿泊料等は契約に含めます。見積もりに計上してください。

航空経路は、東京⇒ダラス/アトランタ/ヒューストン /ロサンゼルス⇒サンサルバドル ⇒ダラス/アトランタ/ヒューストン /ロサンゼルス⇒東京を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2014年9月24日～10月10日を予定していますが、多少遅れる可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICAエルサルバドル事務所)

イ) 協力企画 (JICAエルサルバドル事務所)

ウ) 評価分析 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAエルサルバドル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

- あり（英語⇄スペイン語）
- オ）現地日程のアレンジ
機構がアレンジします。
- カ）執務スペースの提供
なし

（２）参考資料

①本業務に関する以下の資料が、当機構産業開発・公共政策部法ガバナンスグループ法・司法チーム（TEL:03-5226-6931）にて閲覧可能です。

- ・ 要請書
- ・ 実施済みJBPPプロジェクト関連資料

②本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト（<http://libopac.jica.go.jp/>）で公開されています。

- ・ ブラジル及び中米諸国における地域警察協力に係る情報収集・確認調査報告書

（３）その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② スペイン語による業務実施能力があれば望ましい。

以上